

誘導施設の整備を支援する制度があります

～都市構造再編集中支援事業費の補助について～

コンパクトシティの実現を推進する観点から生活に必要な都市機能「誘導施設」を民間事業者が整備する際に、市及び国による支援制度があります。

◇支援の要件 ①～④全てに適合すること

①都市機能誘導施設とは、「水戸市立地適正化計画」に位置づけられたもののうち下記にあげるもの。

- (1) 医療・・・病院（病床20床以上）
- (2) 文化・・・地域交流施設、博物館、図書館
- (3) 教育・・・大学、短大、専修学校、各種学校
- (4) 子育て・・・子育て支援施設、多世代交流センター、保育所・幼稚園・こども園等
- (5) 高齢福祉・・・通所施設

※(1)～(5)の施設であり、敷地の面積が300㎡以上であること。

②都市機能誘導区域（中心拠点）内であること（下記図「水戸市都市中枢地区」内）。

③都市再生整備計画において都市構造再編集中支援関連事業として位置づけがあること。

④市が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業として決定したものであること。

※公的不動産等活用支援とは

- ・市が保有する土地（公有地）の譲渡・賃貸をする場合→ 売却費用又は賃貸料の減免
- ・事業者が所有する土地（民有地）→ 固定資産税もしくは都市計画税を減免
→水戸市企業立地促進補助金と併せて支援を受けられる場合があります。

要件③・④を満たすために相当程度の期間を要しますので、調査・計画の段階から下記担当課と協議する必要があります。

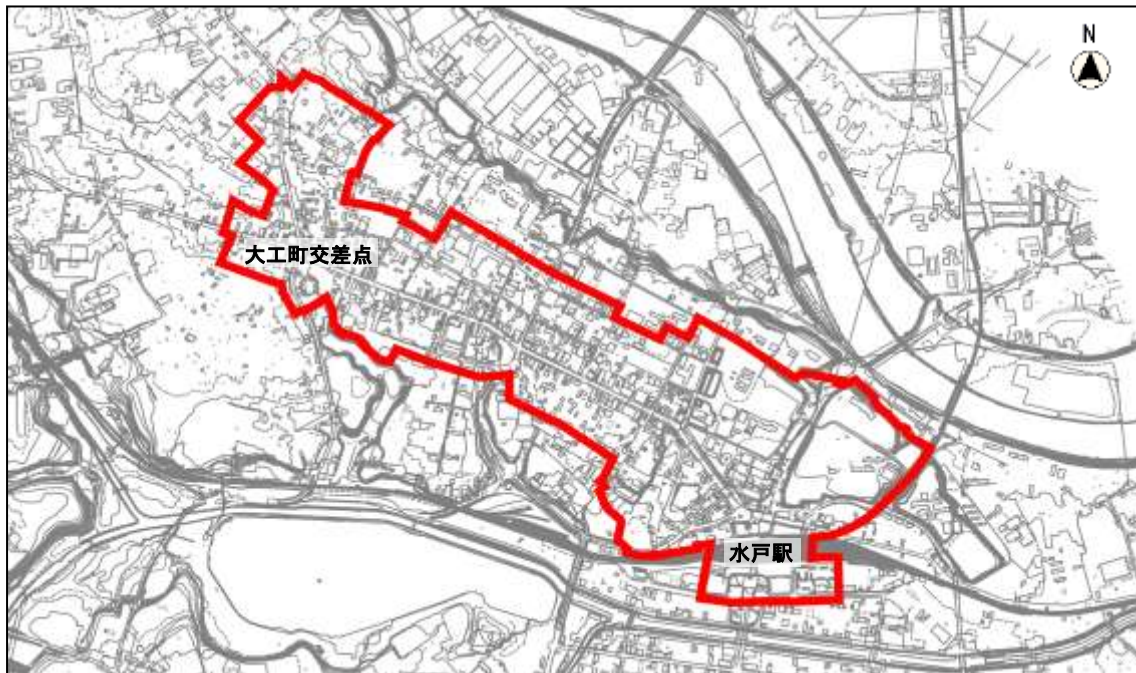


図-【水戸市都市中枢地区】

◇市・国の支援の内容（下記①+②の合計額）

①〈市〉固定資産税もしくは都市計画税を減免 + 事業費の一部（例：土地取得費の10%）

②〈国〉市の支援額と同額の補助金

（担当） 水戸市都市計画部都市計画課 計画係 TEL029-224-1111(内線 3423)